

【アメリカ】2018年アジア安心供与イニシアチブ法

海外立法情報課 西住 祐亮

* 2018年12月31日、アジア安心供与イニシアチブ法が成立した。安全保障、経済、価値の全ての分野で、米国のリーダーシップ強化を目指し、そのための予算を承認している。

1 成立の経緯、法律の構成と目的

アジアにおける米国のリーダーシップの重要性を強調し、米国の関与の強化を目指す2018年アジア安心供与イニシアチブ法¹が、2018年12月31日に成立した。コーリー・ガードナー(Cory Gardner)上院議員(共和党、コロラド州)等が2018年4月24日に提出した法案(S. 2736)は12月4日に上院、12月12日に下院を、ともに圧倒的な賛成多数で通過した。

この法律は、4つの編から構成され、全38条から成る。第1編は「インド太平洋における米国の方針と外交戦略」、第2編は「安全保障上の米国の国益の促進」、第3編は「経済面での米国の国益の促進」、第4編は「米国の価値の促進」である。提出された当初の法案と比べると、安全保障に関する項目は15か条から16か条、経済に関する項目は7か条から9か条、価値に関する項目は5か条から11か条に増えた²。

この法律の主な目的としては、①「自由で開かれたインド太平洋」及び「ルールに基づく国際秩序」に対する米国の関与を証明し、かつそのための長期的な枠組みを法制化すること、②米国の国益に貢献する、安全保障と経済の垣根を超えた包括的な政策を提示し、かつそのために必要なリソース(予算)を確保すること、③民主的価値、人権、法の支配をインド太平洋地域で促進し、これを米国の重要目標に位置付けること、④インド太平洋地域の同盟国に対して安心を供与し、かつ敵対国を抑止することなどが挙げられる³。

概略は以下のとおりである。

2 安全保障上の米国の国益の促進(第2編)

関連予算として、国務省、米国国際開発庁(USAID)、国防省に毎年15億ドル⁴の歳出権限(2019会計年度から2023会計年度まで)を承認した(第201条)。日米同盟については、米政府が日米安全保障条約と、関連する二国間協定にコミットしているとした。またインド太平洋地域の平和と安全を促進する上で、日米同盟が「極めて重要な役割」を果たしているとした(第202条)。米中関係については、市民的自由や宗教が制約される中国国内の状況と、ルールに基づく国際秩序を弱体化させる中国の行動に対して、米政府としての「深刻な懸念」を表明し、米政府が「肯定的、協調的、包括的」な米中関係の構築をしていくとした(第203条)。米印

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2019年3月8日である。

¹ Asia Reassurance Initiative Act of 2018, P.L.115-409. <<https://www.congress.gov/115/bills/s2736/BILLS-115s2736enr.pdf>> なお、訳語として「2018年アジア再保証推進法」なども用いられる。

² 原案の概要については、西住祐亮「2018年アジア安心供与イニシアチブ法案の提出」『外国の立法』No.277-1, 2018.10, pp.10-11. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11165027_po_02770105.pdf?contentNo=1> を参照。

³ “Asia Reassurance Initiative Act of 2018 (ARIA),” Website of Senator Cory Gardner <<https://www.gardner.senate.gov/imo/media/doc/ARIA%20one-pager.pdf>>

⁴ 1ドルは約109円(平成31年3月分報告省令レート)。

関係については、両国の「戦略的パートナーシップ」を強化するとした（第 204 条）。台湾については、米国と台湾の緊密な関係を支持し、台湾海峡をめぐる現状の変更を反対することを、米国の立場とした。また 1979 年台湾関係法（P.L.96-8）などに基づく従来のコミットメントを確認した上で、台湾旅行法（P.L.115-135）⁵に基づいて、大統領が米高官による台湾訪問を奨励しなければならないとした。また台湾への定期的な武器売却も行わなければならないとした（第 209 条）。北朝鮮については、米国の基本方針が「最大限の圧力と関与」を通じた「北朝鮮の平和的な非核化」であり、北朝鮮との交渉で「完全かつ検証可能で不可逆的な非核化」が米国の目標であるとした。加えて北朝鮮政府が、自国民および他国民（米国、韓国、日本に言及）に対する「大規模な人権侵害」に関与しているとした（第 210 条）。「航行の自由作戦」については、定期的かつ国際法に則した形で行うことを、米国の基本方針であるとした（第 213 条）。サイバーセキュリティについては、この分野に関する米国とインド太平洋諸国の協力を強化することに毎年 1 億ドルの予算を承認した（第 215 条）。核不拡散・軍備管理については、核兵器や大量破壊兵器の拡散が世界の平和と安全にとっての脅威であるとし、特に北朝鮮、中国、ロシアに対する米政府の懸念を表明した（第 216 条）。

3 経済面での米国の国益の促進（第 3 編）

アジア経済の成長ぶりや規模の大きさを、各種の統計を用いて確認した上で、米国の経済や雇用にとってインド太平洋地域が「死活的に重要」であるとの見方を、連邦議会の意思として表明した（第 301 条）。貿易に関する交渉や多国間協定については、米国の経済・雇用の拡大に貢献し、かつ法の支配に則した貿易協定への支持を、連邦議会の意思として表明した（第 302 条）。知的財産保護については、大統領がこの問題に関する年次報告書を、連邦議会に提出しなければならないとした（第 305 条）。エネルギー分野での協力については、米国の協力・支援の重要性を指摘し、行政府がエネルギー協力に関する戦略を作成しなければならないとした（第 306 条）。その他、経済成長と天然資源の保全（第 308 条）や、女性の経済的権利（第 309 条）についても規定した。

4 米国の価値の促進（第 4 編）

人権及び民主的価値の促進が、米国の「安全保障上の国益」にかない、かつアジアの貧困削減や経済成長に貢献するとした。また法の支配と市民的自由の分野で「深刻な懸念」がある国として 6 か国（カンボジア、中国、北朝鮮、ラオス、タイ、ベトナム）を挙げ、「受け入れがたい人権問題」を抱える国として 3 か国（ミャンマー、フィリピン、中国）を挙げた（第 401 条）。またインド太平洋地域の人身売買と隷属的な扱い（human slavery）の解決に向けて、大統領が更なる努力を行わなければならないとした（第 402 条）。人権や信仰の自由を犯した主体に対する懲罰手段については、こうした主体に対して制裁を課したり、経済支援を停止したりする大統領の権限を承認した（第 408 条）。歳出権限については、「インド太平洋地域の民主化促進」に関して、毎年 2.1 億ドルの予算を承認した（第 409 条）。その他、北朝鮮の情報自由（第 407 条）や、若者の交流（第 411 条）についても規定した。

⁵ 同法については、廣瀬淳子「【アメリカ】台湾旅行法」『外国の立法』No.276-1, 2018.7, p.24. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11117163_po_02760111.pdf?contentNo=1> を参照。